

ナノ医療イノベーションセンター 動物実験に関する基本指針

1. 目的

この指針は、ナノ医療イノベーションセンター（以下、「iCONM」という。）において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉並びに倫理性の観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、iCONM 内で行なわれる実験動物*を用いるすべての動物実験に適用されるものとする。

*：考慮の対象とする実験動物の範囲は基本的に生命を有する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とその胚である。また、これら以外も本指針を参考にする。

3. 基本原則

「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」という「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下、「動愛法」という。）第 2 条に示された基本原則にのっとり、ここに定められた事項を遵守するよう努めるとともに、動物実験に対する社会の動向や規制の移り変わりに留意し、常に適切な動物実験を実施するよう努めなくてはならない。

公益財団法人川崎市産業振興財団（以下、「財団」という。）理事長は、動物が適正に飼養され、適正な動物実験が行われるよう、必要な整備をするとともに、動物実験指針を策定し、研究者を教育しなければならない。また、動物実験委員会を設置し、iCONM 内で行われる動物実験の法令や財団の定めた指針への適合性や科学的・倫理的妥当性を審査させるとともに、動物実験の実施結果の報告を受け、必要に応じて適正な動物実験実施のための改善措置をとらなければならない。

4. 具体的な指針

1) 実験者

動物実験を行おうとする研究者は動物実験を行うに際しての法令や規制・基準、倫理、麻酔法、鎮痛法、動物実験代替法についての教育、また、動物実験手技について訓練を受けていなければならない。

2) 動物実験委員会

iCONM においては、平成 18 年 6 月 1 日に示された文部科学省および厚生労働省の動物

実験の実施に関する基本指針により、動物実験委員会を設置しなければならない。この委員会は動物実験が関係法令や財団の定めた指針に従い、科学的かつ倫理的に実施されるために動物実験計画を審査し、必要な助言を与え、また、適正な実施の監視を行う組織である。委員会は倫理的かつ科学的に妥当な動物実験を行う上で必要な知識と経験を有する実験動物の専門家、動物実験に関して優れた識見を有する者、その他必要と思われる者によって構成しなければならない。

3) 動物実験の場所

動物実験は、動物実験委員会が承認した、適正に整備、管理された施設において、必要な設備のもとで行なわなければならない。

4) 実験動物の飼育と管理

実験動物の入荷の際の検疫とその後の飼養については、そのための専門的な知識を有する動物管理責任者の協力を得て、適切な実験動物を確保すべきである。動物実験の際の実験動物の取り扱いにあたっては、実験者自身も実験動物の生理、生態、習性ならびに飼育、管理方法に関する知識をもたなければならないが、それらの知識を十分にもつ専門家の助言を得ることも重要である。疾患モデル動物の作成や使用の場合においても同様である。

5) 実験計画の立案

動物実験計画の立案にあたっては、動物を用いないで、その研究目的を達成できる代替法の有無を考慮しなければならない。動物を用いる場合は、適正な動物種や系統を選択し、使用動物数と動物に与える苦痛を必要最小限にとどめるよう、実験方法についての十分な配慮が必要である。また、適切な飼育環境（ケージの大きさ、収容動物数、温湿度、照明など）のもとに実験が実施できるよう実験計画を立案しなければならない。

なお、実験計画は iCONM 内の動物実験委員会による審査と承認を受けなければならない。

6) 実験実施上の配慮

動物実験は動物実験に熟達した者により、あるいはその指導のもとに行うべきである。また、動愛法および関連する規制・基準を遵守し、動物福祉の立場から、動物の不安や苦痛を、極力軽減するように努めなければならない。

実験終了後の動物の取り扱いについては、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和 55 年 3 月 27 日総理府告示第 6 号 平成 14 年 5 月 28 日一部改正）に従い、動物をすみやかに苦痛から解放するように努めなければならない。実験途中であっても、研究目的達成上不適切な強い苦痛が現れた場合には、動物をすみやかに苦痛から解放するように努めなければならない。

動物実験および本指針遵守に関わる記録は適切に保管されなければならない。

7) 安全管理上の配慮

物理的、化学的に注意を要する試料を用いた動物実験を実施する場合には、施設管理者と協力し、一般留意事項、関係規則等を遵守して、安全の確保および環境汚染の防止のため

め十分な処置を講じなければならない。

5. その他

この指針に示されていない必要事項については、iCONMにおける動物実験に関する諸規定、および「大学等における動物実験について(通知)」(昭和62年5月25日学情第141号文部省学術国際局長)を遵守するものとする。

なお、動愛法の改正があった場合、必要に応じて本指針も改正しなければならない。

平成27年2月2日
公益財団法人川崎市産業振興財団